

本日、議員の皆様のご参集をいただき、９月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、台風１２号による被害等について申し上げます。９月３日午前、高知県東部に上陸した台風１２号は、四国・中国地方を縦断し、大型で勢力を保ったまま、長時間にわたり広い範囲で記録的な大雨となったことから、各地に大きな被害をもたらしました。

本県では、重軽傷者８名、住家被害４棟、その他道路・河川の被害に加え、収穫を前にした水稻の倒伏などの農作物被害は県東部を中心に、また農業施設関係の被害については、県内全域で見られました。

また、奈良県や和歌山県など近畿地方をはじめ、洪水や土砂災害などによって甚大な被害が発生いたしまして、消防庁の昨日９月１４日の発表では、死者・行方不明者は、あわせて９６名にものぼっております。未だ予断を許さない状況にある地域があるなど、各地に大きな爪痕を残したなかで、今なお被災地では災害復旧の取り組みが続けられております。

県民の皆さんとともに、これらの災害でお亡くなりになられました方々と、そのご遺族に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や避難生活を余儀なくされておられる方々に、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い回復、復興をお祈り申し上げます。

本県では、既に県警察の広域緊急援助隊が発災直後から行方不明者の捜索に出動したのをはじめ、和歌山県へ折りたたみ式飲料水袋を搬送いたしました。

また、関西広域連合においても、広域防災局職員を和歌山県に派遣いたしましたほか、飲料水を送付いたしておりまして、今後とも、被災者の心に寄り添いながら、被害の状況や復旧の推移を踏まえつつ、できる限りの支援に努めて

まいりたいと考えております。

次に、補正予算案について申し上げます。

今回の補正は、先に成立いたしました国の第2次補正予算を踏まえ、併せまして、国庫補助負担金の内定や、入札などで不用になったもの等につきまして現時点で精査をし、緊急に処理を要する事業や将来に備えるなど、必要な予算措置を講じようとするものでございます。

以下、今回の補正予算における主な事業について申し上げます。

まず、東日本大震災による被災者の生活再建を支援するために、都道府県が相互扶助をするという観点から財団法人都道府県会館に積み立てております被災者生活再建支援基金に対し、被災者生活再建支援法に基づく拠出金といたしまして、10億7,538万円を計上いたしております。

また、原子力発電所の事故を踏まえましての放射線監視体制につきましては、国の第2次補正予算において、きめ細かな監視体制を整備していくこととされ、本県におきましては、8基のモニタリングポストの増設と、関連いたします機器の整備を行うため、必要な経費といたしまして1億2,400万円を計上いたしております。

このほか、地域医療再生の推進に係る経費や、滋賀県産牛肉の放射性物質の検査に要する経費、再生可能エネルギーの普及事業化に向けた基礎調査経費などについて、計上することといたしました。

これらの結果、一般会計の補正予算額は、32億9,629万1千円の増額を行うものであります。

また、特別会計は、流域下水道事業につきまして、事業の進捗に伴う事業費

の調整などにより 8 億 9 , 1 0 5 万 9 千円の減額を行うものであります。

次に、琵琶湖総合保全整備計画の改定について申し上げます。

琵琶湖総合保全整備計画は、琵琶湖総合開発事業の終了後、国の関係 6 省庁により実施されました「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」の結果を踏まえまして、琵琶湖総合保全の指針として、平成 1 2 年 3 月に策定いたしました。

計画の後半であります平成 2 3 年度から平成 3 2 年度までの第 2 期計画期間に当たりまして、今回、全面的な改定を行おうとするものでございます。

第 2 期計画案では、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」という 2 つの柱を掲げることとしておりまして、1 つめの「琵琶湖流域生態系の保全・再生」では、従来の縦割りの取り組みを見直し、「湖内」「湖辺域」「集水域」のそれぞれの場合ごとに、事業間のつながりを見えやすくして、部局横断的な取り組みにつなげていくこととしております。

2 つめの「暮らしと湖の関わりの再生」では、安全・安心で便利な暮らしと引き替えに、広がってしまった私たちと湖との距離を、ライフスタイルの見直しにつなげる各種の施策により、今一度、縮めようとするものでございます。

これらを実現するために、「『近い水』のある暮らし再生プロジェクト」や、「琵琶湖の生きものにぎわい再生プロジェクト」など、6 つの重点プロジェクトを位置づけまして、琵琶湖流域の総合保全を推進してまいりたいと考えております。

また、併せまして、多様な主体による計画の評価や提言、交流の場である「マザーレイクフォーラム」を設置することによりまして、県民や NPO の皆さんに広く参画をいただき、計画の進行管理を行ってまいりたいと考えております。

今回の改定により、2050年頃の琵琶湖のあるべき姿であります、「活力ある営みのなかで、琵琶湖と人とが共生する姿」に、一步ずつ着実に近づけてまいりたいと考えております。

次に、農畜産物における放射性物質調査について申し上げます。

これまで築き上げられた近江牛、近江米のブランドを守り、生産者の皆さんが風評被害にあわれることがないように、県として責任を持って対応することが重要であると考えております。

まず、県内産の牛肉についてでございますが、本県では、すでに肉用牛の飼養農家全戸に対しまして、聞き取りおよび巡回調査を行いました結果、今問題となっております汚染稲わら等の購入実績はございませんでしたが、消費者の皆さんの安心感をさらに高めるため、今回、滋賀食肉センターでの全頭検査を行うことといたしました。

まずは全戸検査を行い、検査体制が整い次第、全頭検査を実施いたします。

また、9月1日から全戸検査を開始いたしておりますが、これまでに検査したすべての近江牛から放射性物質は検出されておられません。

近江米につきましては、全19市町各1点ずつ分析をしたところ、すべての地域で放射性物質は不検出となり、近江米の安全性を確認するとともに、消費者の皆さんに安心して食していただける近江米をPRすることができました。

今後とも、滋賀県産農畜産物の安全性について、消費者の皆さんに積極的にPRして参りたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、条例改正を行うものについてでございます。

議第１１８号は、地方税法等の一部改正に伴い、県税条例について、必要な改正を行おうとするものでございます。

議第１１９号は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正により、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度が創設されたことなどに伴い、新たに事務手数料を定めようとするものでございます。

議第１２０号は、屋外広告物法の規定に基づき、条例の制定および改廃に関する事務を景観行政団体である長浜市において処理するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第１２１号から１２４号までは、一般会計および各特別会計、ならびに病院事業会計など公営企業３会計の平成２２年度決算について、認定を求めようとするものでございます。

議第１２５号は契約の締結について、議第１２６号から１３０号までは権利放棄について、議第１３１号から１３３号までは、平成２３年度において、国および県が行う建設事業等に要する経費につき、関係市町が負担すべき金額を定めようとするものについて、また、議第１３４号は、琵琶湖総合保全整備計画の改定について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。